

第2-1号様式

アドプト・プログラム協定書（ドッグラン以外）

_____と港区は、港区アドプト・プログラム実施要領第6条の規定に基づき、以下のとおり協定を締結します。

（目 的）

第1条 本協定は、港区と区民等で構成する団体又は区民が協働して地域の共有財産である道路、公園等の緑化活動や清掃を行い、道路、公園等への愛着心を深め、利用者のマナー向上と清潔で快適な街づくりを推進するための活動（以下「アドプト活動」という。）が円滑に実施できるよう、その内容等について定めることを目的とします。

（対象区域）

第2条 アドプト活動の対象区域は次のとおりとします。（図面添付）

協定区間 港区 丁目 番 号 から

 港区 丁目 番 号 まで

路線名 特別区道第 号

公園・児童遊園名

（実施期間）

第3条 実施期間は、協定締結日から 年 3月 31日までとします。

ただし、期間満了1ヶ月前までに港区・参加団体等のいずれから異議の申し出がない場合は、さらに1年間延長するものとし以後もこれに準ずるものとします。

（役割分担）

第4条 参加団体等と港区の役割分担は、次のとおりとします。

- （1） 参加団体等は、歩道の清掃、植樹帯や街路樹の水やり、草花の植付け・管理など清掃・美化・緑化活動等のうち、参加申込書に記載されている活動を行うものとします。
- （2） 参加団体等は、アドプト活動に伴い発生したごみを分別し、原則、自ら処分します。
- （3） 参加団体等は、港区の指定する保険に加入出来るものとし、その費用については、港区が負担します。ただし、参加者に変更がある場合は、活動日の10日前までに参加者変更届（第5号様式）を提出するものとします。
- （4） 参加団体等は、持ち運びができないほどの大きなゴミや有害又は危険と思われる物、又は所有者がいると思われる物を発見したときは、港区へ報告するも

のとします。

(5) 参加団体等はアドプト活動中に事故等が発生した場合は、直ちに関係機関並びに港区に連絡し、適切な処置を取るものとします。

(6) 港区は、参加団体等に対して必要な場合は、清掃用具等を貸与するとともに予算の範囲内で草花等を支給します。

(7) 港区は参加団体等のサインボードを設置します。

(責任分担)

第5条 アドプト活動中の事故、及び第三者との紛争については、参加団体等が責任をもって対応します。

(その他)

第6条

(1) 参加団体等は、アドプト活動中に、本協定の目的以外の行為をしません。

(2) 参加団体等が植えた草木等の所有権は、区の所有とします。

(3) 区は、管理上その他やむを得ない事情により、前項に規定する草木等を除去する必要があるときはその理由を示し、除去できるものとします。

(疑義の処理)

第7条 本協定に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、別に協議して定めるものとします。

上記、協定の証として本書2通を作成し、それぞれが記名捺印の後、各自が1通を保有します。

年 月 日

「参加団体等」

住 所 港区 丁目 番 号
氏 名 (代表者) _____ 印

「港 区」

住 所 港区芝公園一丁目 5 番 2 5 号

港 区 長 印